

○盛谷課長

ただいまから「第48回内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

冒頭の進行を務めさせていただきます、政策評価広報課長の盛谷と申します。今月11日の異動で着任いたしました。前任の瀧澤同様、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

開催方式ですけれども、これまで同様にオンラインシステムを併用しての開催としております。不具合がございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

また、本懇談会は、開催規程に基づきまして、公開により進めさせていただきたいと思っております。

議事に入ります前に、事務局において人事異動がございましたので、お知らせいたします。

今月4日付で政策立案総括審議官の吉岡が異動となりまして、同日付で岡本が着任をいたしました。

それでは、岡本政総審から御挨拶申し上げます。

○岡本政総審

7月4日付で内閣府の政策立案総括審議官になりました岡本と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前任が3か月ぐらいで異動になりまして、大変申し訳ございません。

前回の懇談会におきまして、前任が申し上げましたとおり、政策評価や行政事業レビューシートにつきましては、意思決定をするためのツールとして活用するという方向性に沿って、内閣府における政策評価も取組を進めてまいりたいと考えております。

また、政策評価と行政事業レビューにつきましては、部局の作業効率化が図られるよう、より効率的な連携方法についても今後検討してまいりたいと考えております。

内閣府における政策評価の推進に当たりまして、白石座長をはじめ委員の先生方から忌憚のない御意見を賜りたく存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○盛谷課長

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、白石座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○白石座長

皆様、本日もよろしくお願ひいたします。

本日の議題は「令和5年度を事後評価の対象期間の初年度とする施策に係るロジックモデルについて」でございます。

それでは、議題に関し、事務局より概要の説明をお願いいたします。

○岡田補佐

政策評価広報課の岡田でございます。

本日の議題と資料の概要について説明させていただきます。

本日の議題は、座長から御紹介いただいたとおり、ロジックモデルということでございます。本日御議論いただく第4グループは8施策ございまして、実施計画に基づいて今年度にロジックモデルと事前分析表を作成することになっております。

それぞれのロジックモデル案は、資料1として配付をしております。

なお、高齢社会対策ですけれども、委員限りの資料として他省庁の施策も含めた関連施策の全体図を2ページ目のロジックモデルの後ろにページ番号なしの資料として配付をさせていただきます。

また、遺棄化学兵器廃棄処理についてですけれども、ロジックモデルとは別に委員限りの説明資料を事前に配付させていただきます。

簡単ですけれども、私からの説明は以上でございます。

○白石座長

御説明ありがとうございます。

ということで、本日は、経済財政、高齢社会対策、障害者、青年国際交流、遺棄化学兵器廃棄処理、重要土地等調査、匿名加工医療情報、北方対策、以上の8施策について各部局から御説明いただきまして、それを踏まえて、自由闊達に御議論いただければと思います。

本日8つありますので、円滑な議事進行に御協力いただければと思います。ということで、1施策につき説明が6分、質疑応答が10分の計16分をお願いしたいと思います。

それでは、1番目、経済財政について、事務局から政策評価の対象となる施策の考え方について御説明をお願いいたします。

○岡田補佐

政策評価広報課の岡田です。

1つ目の経済財政につきましては、3部局が担当しておりまして、施策の考え方については部局から説明するというのは難しいと思いますので、事務局から冒頭説明させていただきます。

まず、施策の単位ですけれども、こちらは令和2年度に今の内閣府本府政策評価基本計画を定めたときに、従来の計画で60以上あった施策をおおむね30程度に大きくくり化したところですが、現在の施策数につきましては、参考資料1を御覧いただければと思いますが、この経済財政についても、旧基本計画では3部局で9つあった施策を3部局で1つということでもとめたものでございます。

次に、この経済財政のロジックモデル、1ページ目ですけれども、その右下の※1というところに記載しておりますが、そもそも政策評価法で対象となる内閣府の事務については、いわゆる分担管理事務、内閣府設置法の4条3項の事務のみが対象になっております。そのため、本施策にはこの経済財政の3部局が所管する事務のうち、いわゆる内閣補助事務というものは含まれておらず、個別の分担管理事務のみで構成されておるところです。

最後に、分担管理事務も全てこのロジックモデルに記載されているわけではなくて、インパクト、アウトカムへの影響が大きいと思われる主な予算事業等に絞って記載をさせていただいております。

以上がこのロジックモデルの前提でございます。簡単ですけれども、私からの説明は以上です。

#### ○白石座長

ありがとうございます。

続いて、分析担当、社会システム担当の順に御説明をお願いしたいと思います。

#### ○佐々木補佐

経済財政分析担当の佐々木でございます。

私どもでは、上段のところでもロジックモデルを記載してございます。事業の概要（アクティビティ）といったしましては、おおむね日本経済、地域経済、海外経済に関する現状把握、それから、構造分析等を行ってございます。その過程で様々な経済財政政策の効果分析を行いましたり、マクロ計量モデルを用いた分析等を行ってございます。

その隣、活動実績（アウトプット）でございすけれども、それらの分析の結果を定例的に公表してございます。例えば、一番上、月例経済報告、それから、経済財政白書、景気ウォッチャー調査の実施、もしくは一番下は中長期の経済財政の展望ということで、いわゆる中長期試算というものをアウトプットとして出してございます。これらにつきましては、まさにファクトに基づいた政策を行う上での土台あるいはインフラを私どもは提供しておるということでございます。

アウトカム、インパクトということで申し上げますと、私どもが直接リーチできるわけではないのですけれども、それら行った分析の結果をしっかりと活用していただけるように努める、その結果、適切な経済財政運営に資する、そして、力強い成長の実現を目指しておるということでございます。

簡単ですが、以上です。

#### ○大塚参事官

続きまして、社会システム担当PPP/PFI推進室の大塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からはPFI事業推進の部分について御説明したいと思います。

まず、上の箱「解決すべき問題・課題」にも書いてあるところですが、民需主導の自律的な成長、国及び地方公共団体における厳しい財政状況に対応するために、この表上、右から遡っていく形になりますけれども、まず施策目標（インパクト）のところではPPP/PFIの事業規模を設定し、PFIの目的である公的負担の抑制、良好なサービス提供の確保、民間投資やビジネス機会の拡大を中目標（アウトカム）に据えております。

PPP/PFIの事業規模を拡大させるためには、地域において案件形成が進みやすいように環境を整備することが重要であることから、事業の概要（アクティビティ）に記載しておりますとおり、民間資金等活用事業調査等に必要な経費1.74億円を活用して、優先的検討規程の策定・運用支援、地域プラットフォームの立ち上げ・運営支援などを通じて、活動実績（アウトプット）にあります、地域におけるPPP/PFIの案件形成を促進することとしてございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

#### ○小川参事官

続きまして、経済社会システムの共助社会づくり担当でございます。

私の担当といたしましては、1ページ目の左下でございます市民活動の促進と休眠預金等の活用の2つでございます。私ども共助社会づくり担当におきましては、民間における社会課題の解決を進めるということで、そのための民間が行います公益的な活動を活性化させていくということで、この2つの政策を推進しているということでございます。

市民活動の促進につきましては、具体的にはNPO法という法律を所管してございます。こちらにつきましては、NPO法人、まさにこれの設立の根拠となる法律でございます。したがって、この施策につきましては、民間の公益活動の基盤を整備する、インフラを整備するという意味合いでございます。

もう一方の休眠預金でございますけれども、こちらは休眠預金等活用法という法律がございまして、こちらを所管してございます。こちらは10年間取引のなかった預金を社会課題解決に使っていきましょうということで、具体的にはNPO法人などに助成やそれに伴います伴走支援を行うといった取組を行っているところでございます。したがって、インパクトにつきましては「民間の創意工夫による社会課題の解決」ということで、一番右端でございますけれども、休眠預金につきましては、先ほど助成などを行っているところでしたが、インパクト評価を義務づけてございますので、その達成数ということで

測定指標を置かせていただいております。

アウトカムでございますけれども、NPO法人をはじめとする民間の公益活動の活性化を図りたいということで、NPO法人の認定数ですとか、休眠預金の具体的な資金を提供する際の契約額といったものを測定指標に置いてございます。

アウトプットでございますけれども、私どもの活動としましては、市民活動の促進、NPO法における取組といたしましては、NPOに関連しますシステムの整備・運用ですとか、統計調査の実施、また、具体的にNPO法人を認証・認定いたします所轄庁との運用についての意見交換などを開催するというをやっているということでございます。

休眠預金につきましては、休眠預金の活用についての基本計画をつくるということがございまして、それに伴います調査や審議会の開催といった取組をしているということでまとめさせていただいたということでございます。

御説明は以上でございます。

○白石座長

ありがとうございます。

以上で御説明が終了したところで、御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いしたいと思います。よろしければ、リアクションボタンをまず押していただいて、その順番で御発言をお願いしたいと思います。ご意見いかがでしょうか。

伊藤先生からお願いします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございます。

非常に細かい点で教えていただきたいのですが、市民活動の促進のアウトプットのところの参考指標で、統計調査の実施回数、統計調査を実施するという項目がございませう。これは具体的にはどういうことなのか、例えばNPOの分類について毎年調査を行っているとか、あるいはアンケート調査なのか、これの中身について教えていただきたいのです。

○白石座長

事務局、お願いします。

○小川参事官

共助社会づくり担当でございますけれども、御質問いただいた点、具体的には統計でございますけれども、2種類ございまして、1つはNPO法人につきましては、財務の状況ですとか、どういった運営上の課題があるかといったものを聞いているものでございます。もう一つが市民に対する調査ということで、ボランティア活動ですとか、そういった活動について質問をするというものの2種類をやっております。

○伊藤委員

ありがとうございます。

実施回数が活動のアウトプット、活動実績ということなのですが、これは定期的、定例的に行われていると解釈してよろしいのですか。それとも毎年工夫しながらいろいろ増やしたり、減らしたりをされているということなのでしょうか。

○小川参事官

ありがとうございます。

周期としましては、3年に1度行うという調査でございまして、先ほど申しましたNPO法人に対する調査と市民に対する調査を3年に1度行ってございます。それと、3年ですと2つの統計で1年空きますので、アドホックの調査を必要に応じてやるという形でございます。

○伊藤委員

どう解釈していいかわからないところもあるのですが、確かに活動の実績には違いがないのですが、3年に1度定期的に行うものを数的な指標として用いることにあまり意味が感じられないと個人的には思ってしまうということです。どうもありがとうございました。

○白石座長

ありがとうございました。

続いて、佐藤徹委員、お願いします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

ロジックモデルの分かりやすさという観点から2点コメントと質問をさせていただきます。まず1点目なのですが、アクティビティとアウトプットの部分なのですが、基本的にこれは因果関係、原因、結果の関係になっているかどうかという点で見た場合に、マクロ経済分析、一番上の部分ですね。これと一番下の休眠預金等の活用についてはうまく書いていると思うのですが、真ん中のPFI事業の推進と市民活動の促進の部分ですが、アクティビティとアウトプットに書かれている内容を比較対照してみると、内容的に非常に類似したものが書かれていて、原因、結果の関係と言えるかどうかはやや疑問に思いましたので、もしその原因、結果の関係で書くとしたらどのように書くことができるかというのがまず1点目の質問です。

2点目については、一番上のマクロ経済分析のところの中目標（アウトカム）の表現が「適切な経済財政運営に資する」と書いてあって、これはやや曖昧な表現になっておりま

す。御説明の中にもあったと思うのですけれども、白書等の情報を活用することが期待されるとおっしゃっていましたので、例えば誰それが白書等の情報を活用すると書いたほうがより具体的で分かりやすいのではないかと思いました。その場合の主語は一体どういったターゲットになるのかを少し補って表現する必要がありますけれども、それを補うとしたどのようになるのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○白石座長

事務局、お願いします。

○大塚参事官

PPP/PFI推進室でございます。

先ほど御質問いただきました点についてお答えさせていただければと思います。まずアクティビティで書いてございます部分につきましては、インプットで1.74億円の予算等を使いまして、我々内閣府で行います優先的検討規程の策定と運用の支援等の取組を行います。その結果としてのアウトプットという格好で、各地方自治体等で行われるPPP/PFI事業を検討した数であるとか、地域プラットフォームの設置率であるとか、国がやったことによつて地域で何が起こるかでアクティビティとアウトプットの関係に記載したつもりでございますけれども、分かりにくかったですでしょうか。

私からの説明は以上でございます。

○白石座長

では、佐藤主光委員、お願いします。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。私もPFIのところは1個ずつずれているのではないかという気がしていて、例えば地方におけるPFI案件の推進は実際に意思決定するのは地方自治体なので、ある意味、アウトカム評価にあつて、むしろアクティビティ、アウトプットとしてあるべきは、例えば国が地方公共団体に対してどれくらいの支援を行っているかとか、PFIプラットフォームの実施回数はどれくらいかとか、そっちのほうはむしろアクティビティ、アウトプットに近いのかという気はしていたのです。それは感想です。

それから、既に佐藤委員もおっしゃっていましたけれども、上のほうのマクロ経済運営のところですが、中目標のところは「適切な経済財政運営に資する」というよりは、これはまさに御指摘のあったとおり、政策を考える上での情報提供と考えてしまうと、どのような感じでこの情報が使われているのかというところ。別に引用数を測れとは言いま

せんけれども、実際に閣議決定でもいいですし、各省庁の白書でもいいですし、実際にその辺りにどのように反映されていくのか、そこにどういう形で情報が用いられたのかというところ、そこぐらいのアウトカムではないかという気がしました。

以上です。

○白石座長

事務局、お願いします。

○佐々木補佐

ありがとうございます。

経済財政分析担当でございますけれども、御指摘のアウトカムの「適切な経済財政運営に資する」というところがやや曖昧ではないかという点につきまして、この設定の仕方は非常に難しいと私どもも感じてございます。私どもは情報の提供、分析を行って、その結果を、何段階かあるのだと思いますけれども、まずは国民一般に向けて広く周知をしていくと。それから、その先にあつては、そうした情報がより子細に活用される。例えば官公庁あるいは経済財政諮問会議等々の各種の会議でもそうした情報を基に様々な政策が練られる、それから、学者、エコノミスト、企業の方々にもそうした情報がしっかり提供される、様々な経済主体に対して提供されるということが重要であると考えております。

その意味で、ここに測定指標みたいな形で書いてございませぬけれども、そうした点では、例えば主要紙にいかに取り上げられたか、あるいは私どもの分析にどれだけリーチがあったのかという意味では、ホームページのアクセス件数等々ログ解析等を行った結果などを測定指標として幾つか考えてございました。その上で、「資する」というところが曖昧であるという御指摘についてですが、誰にどれくらい活用されたのかというのは測るのが非常に難しいですし、政府内においても閣議や何かしらに使われていればそれが適切に使われたということなのかというと、なかなかそうでもないところも実情でございますが、少し書き方は工夫をさせていただければと思います。少なくとも測定指標等々を書くような工夫は可能であろうかと考えてございます。

○白石座長

ありがとうございます。

指標化をするのは難しいのですけれども、まずはデータを収集しないと何も進まない気もするので、御検討いただければと思います。

それでは、横田委員、お願いいたします。

○横田委員

ありがとうございます。



私からは2点質問と2点コメントになります。PFI以下のところで、まず質問が、市民活動のアウトカムのところにある「指定活用団体の資金提供契約額」というのは、これは休眠預金側の説明という理解でよろしかったでしょうか。要は、休眠預金の契約額ということでしょうかというのが1点目です。

○小川参事官

そのとおりでございます。

○横田委員

PPP/PFIの事業規模はどういったことをお考えなのかをお伺いしたいと思ったのが2点目の質問になります。

その上で、コメントです。PPP/PFIの大きなインパクトは、結論はコスト削減に最終はつながるところなのであろうと思うのですが、この事業をやることでどれだけの効果があったのかというところまで見えることを意識されているのか、そうであればいいなと感じたというのが1点目。

2点目が、これは悩ましいところなのですが、NPOは公共私連携という観点で、地域で非常に担い手の一つとして期待される場所だと感じております。NPOだけではないので何とも言えないのですが、NPOが地方公共団体などとの連携を深めているみたいところが指標化できれば面白いのではないかと思います。

以上、コメントとなります。

○白石座長

事務局、いかがでしょうか。

○大塚参事官

PPP/PFI推進室でございます。

御指摘いただきましたPPP/PFIの事業規模に関しては、こちらは令和4年度から令和13年度、2022年度から2031年度のこの10年間で30兆円という目標、事業規模として30兆円を目標としたいと考えてございます。

御指摘、アドバイスいただきましたVFMといいますか、公的負担の抑制の数字ですね。その点につきましても、現状、この中でいうとアウトカムのところ「公的負担の抑制」という言葉で書いてございますけれども、これがPPP/PFIの一つの大きな観点でございますので、当然ながら意識しているところでございます。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、様々な御指摘、コメントがありましたので、事務局で改めて御検討いただければと思います。

それでは、分析担当、社会システム担当からのヒアリングは以上で終了といたします。ありがとうございました。

続いて、高齢担当から御説明をお願いしたいと思います。

#### ○石田調査官

高齢社会対策担当の石田と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

高齢社会対策大綱に基づいて、内閣府が実施する施策とその目標をこれから説明させていただきます。

「解決すべき問題・課題」でございますけれども、65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向は、現実的なものではなくなりつつありますので、70歳やそれ以降でも、個々人の意欲・能力に応じた力を発揮できる社会を実現する必要があるというのが課題・問題でございます。

事業の概要でございますが、こちらは3つございます。1つは調査で、あと2つは啓発になっております。初めの調査から説明させていただきます。「高齢社会対策総合調査の実施」でございます。こちらはアウトプットでは、高齢社会対策基本法に規定された分野別の施策に沿って、高齢者の実態及び意識を把握すると。これは毎年違うテーマをやっているということでございます。

次、2つ目が「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章」でございます。こちらは啓発で、下の「高齢社会フォーラムの開催」も啓発の関係でございますが、まずエイジレス・ライフから説明させていただきます。こちらにつきましては、活動実績につきましては、高齢者が社会参加活動を積極的に行っている好事例のホームページへの掲載等を行っております。参考指標としましては、推薦件数やページビュー数ということになります。

最後の事業の概要でございますが、「高齢社会フォーラムの開催」でございます。こちらについては、地域に根差した社会参加活動の促進のために、学識経験者等の専門家による基調講演やパネルディスカッション等を行っておりますのでございます。こちらにつきましても、参加者数や視聴回数などが指標というところでございます。

このようなことをしまして、中目標（アウトカム）としましては、「高齢者の学習・社会参加活動の増加」、測定指標としましては「社会的な活動を行っている高齢者の割合」というところでございまして、施策目標（インパクト）でございますが、こちらは「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会の実現」ということでございます。

説明としては以上でございます。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等がありましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

2点、コメントと質問をします。まず1点目は、これもアクティビティとアウトプットの内容にあまり違いを見いだしにくいと思いました。例えばこのように改善したらいいのではないかということなのですが、真ん中あたりにある「エイジレス・ライフ」云々というものですけれども、これは「事例の表章」とありますね。アクティビティのところですが、アウトプットのほうは事例をホームページに掲載することになっているわけですが、掲載するためには、その事例を集めないといけないわけですね。ですから、例えばアクティビティのほうは事例の収集にしておいて、アウトプットで掲載等にすれば、因果関係にはなるだろうと思いました。

もう一点は、中目標（アウトカム）のところの測定指標に関してなのですが、これは質問なのですが、「社会的な活動を行っている高齢者の割合」とあります。社会的な活動ということなのですが、これは定義は一体何なのかということです。社会的活動にもいろいろありますから、就労であるとか、就学であるとか、あるいは地域活動やボランティアに参加するということも社会的活動に含まれるようにも思いますけれども、その定義はどうかと。また、それをどのように測定されるのか、一括で測定なのか、就労や就学など別にそれぞれ調査されるのか、客観的指標か主観的指標なのか。例えばアンケート調査であれば回答者の自己申告なのか、この辺りもお伺いしたいと思います。

以上です。

○石田調査官

先生、どうもありがとうございました。

1点目の話につきましては、先生のお知恵を踏まえた上で、しっかり検討させていただきたいと思います。具体的なエイジレス・ライフの話でございますけれども、事業の概要（アクティビティ）のほうに推薦件数を入れたらどうかというお話だったと思いますので、その辺については検討させていただきたいと思っております。要は、事業の概要のほうで自治体とかそういうところから、関係団体から推薦いただいたものの中から優良事例を選定して、選定されたものをホームページなどに掲載してそれを見ていただくこととか、そういうことにつなげて、また、その表章を受けたことによっていろいろ盛り上げていくということでございますので、少し検討させていただきたいと思っております。

す。

2つ目の話でございますが、社会的な活動云々の話でございますが、こちらについては実際はなかなか難しい部分があるのですが、定義自体が十分詰まっていない部分があるところでございますが、基本的には就労は入っていない形でございます。ただ、シルバー人材とか、要は、就労とは実際に扱われていないものとか、市場に通していない農家、農作業をされて家庭菜園をされている方とかが、農協とかを通じて市場に出していないような方たちも社会参加活動的なものに入れているところでございます。そういうことについてアンケートを取りまして、その数などで把握をしているというのが実態でございます。

分かりにくいところがあったと思いますが、補足としては以上でございます。

○白石座長

続いて、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

どうもありがとうございます。

私の質問は、今の佐藤委員の質問された2つ目の点と同じところでもあるのですが、中目標（アウトカム）のところで、「高齢者の学習・社会参加活動の増加」ということで、これは要するに、全国規模の無作為抽出の調査で、その結果からこの指標を取っているということで、全国で高齢者の方々が引退後など、様々な活動をされている数字を取られていると思うのです。内閣府さんの御担当でされている具体的な取組はそれぞれ一定の規模があると思うのですけれども、全国の3500万人ぐらいの高齢者の方たちのアンケート、そこから標本抽出した結果がアウトカムになっているわけですけれども、内閣府の取組みとその結果は、これは規模も伺いたいところではあるのですが、この調査結果の数字とある種の距離があるのではないかと思います。それぞれ参加者とかページビューとかもありますけれども、内閣府さんのそれぞれの活動がすごく効果を上げたとして、この全国の3500万人の高齢者の方たちの活動の何%ということにどのくらい効果が及ぶかというか、これは高齢者の活動ということであればほかの省庁の政策もあるでしょうし、恐らく全国のほぼ全ての自治体も様々な努力や工夫をされていて、ロジックモデルでいう外部要因がかなり大きいのではないかと思います。内閣府さんの取り組んでいること以外の外部要因も相当ありそうな気がします。整理していうと、内閣府さんの活動のアウトカムの指標という意味では、高齢者全体の意識調査結果では遠過ぎるというか、大き過ぎるというか、その辺は、何か検討されたでしょうか。またどうお考えでしょうか。

もう一点は、もう少し具体的に、この意識調査は恐らく高齢社会対策総合調査ではないかと思うのですけれども、50%ぐらいの人がこの活動をしているという回答になっていると思います。今、私が言った調査ですと、全国4,000人のサンプルで2,500人ぐらいの回答だと思っています。そうすると、標本調査ですから誤差が当然あって、一定の規模の調査なの

で全国状況も見られるといえども見られるのですが、具体的に内閣府さんが個別の取組をして、その結果、何か物すごく効果が出たとしても、この調査ですと例えば一般的な95%信頼区間を考えると、全国の高齢者のうちプラスマイナス数十万人ぐらいは変わっても、それが本当に変わったかどうか判断できないということになります。そういう意味でも、内閣府の施策のアウトカムの発現と測定指標の数字の変化の間には距離がありそうです。つまり、測定指標とされているものが測定指標として機能しないだろうとも思うのです。

つまり、ロジックモデルのブロックとしても外部要因が大きいために内閣府の施策そのもののアウトカムとの距離が大きすぎる気がするのと、残念ながらこの意識調査の結果だと、仮に内閣府さんの取組の効果として数十万人ぐら活動が増えたとしても、統計的に意味のある変化とは読めないというか、読み取れないというか、そういう指標になってしまっていると考えます。この2点についてどのようにお考えかお尋ねしたいということです。

以上です。

#### ○石田調査官

先生、どうもありがとうございました。

先生におっしゃっていただいたように、まず意識調査というか、調査の話でいけば、65歳以上を対象に4,000サンプル、そのうちの有効回答の中から社会参加の状況を確認しているというのが一つあるところ、それはそういう形をさせていただいていると。

そのほかに、エイジレス・ライフで言わせていただきますと、エイジレス・ライフと社会参加活動の事例の収集の過程で推薦いただいたものから優良事例を選ばせていただく、そういうことを紹介させていただく、紹介させていただくことで、紹介事例に選ばれたところは自治体などでも推薦元でいろいろまた啓発をして、2次、3次という形で増やしていただける可能性があるということと、ホームページなどでもうちのほうでこの活動を紹介しているとか、あと、高齢社会フォーラムがあるのですが、これは近年地方で開催されているのですが、そこでエイジレスとか社会参加で受賞した優良事例などを紹介して、そこでまた地域に根差した社会参加活動などを2次、3次と広げていくような形をする。そのような形で、全体的に社会参加活動の増加を少しでも増やしていく、そういう形の取組をしていると。そういう形で全体的にアウトカムとして評価をしていくと。だから、意識調査だけでどうこうというわけでは必ずしもないというところを念のため補足させていただきたいと思っている次第でございます。

#### ○白石座長

御説明ありがとうございました。

続いて、佐藤主光委員、御質問をお願いいたします。

○佐藤（主）委員

私も似たような質問になってしまうのですが、このアウトプットからアウトカムへの距離があり過ぎる気がしていて、むしろ高齢者の学習・社会参加活動というのは最後のインパクトでもいいのではないかと考えていて、要するに、先ほどの経済財政政策にも近いのですが、ここに出てくるアウトプット、高齢者の実態及び意識把握であれ、ホームページの掲載であれ、パネルディスカッションであれ、ある意味情報提供だと思えるので、その情報提供がアウトカムであれば、例えば実際にこういう学習・社会参加活動の場を提供するのは地方自治体であったり、NPOであったりすると思うのですが、そういったところにどのようなインパクトがあったのか、影響があったのかで見て、それで結果的に高齢者の社会参加が進みましたというほうがいいのかと。つまり、このアウトプットから直接高齢者が何か情報を受け取ることはないと思うので、むしろアウトカムのところはこういうアウトプットから情報を受ける主体、例えば地方自治体やNPO、彼らの活動がどうなっているのかを捉えた上で、インパクトにこちらの社会参加を持っていったほうがいいのかと思いました。

以上です。

○白石座長

ありがとうございます。

事務局から何かリプライはありますでしょうか。重要な御指摘だと思うので。

○石田調査官

どうもありがとうございました。

いろいろ御指摘を踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

○白石座長

ぜひ御検討をよろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、高齢担当からのヒアリングは終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○高齢担当

ありがとうございました。

○白石座長

続いて、障害者担当より御説明をお願いしたいと思います。

#### ○小林参事官

障害者施策担当の参事官をしております小林と申します。よろしく申し上げます。

障害者施策担当におきましては、主に政府全体で進める障害者基本法に基づく基本計画だとか、障害者差別解消法に基づく基本方針の推進等に関わる業務を担当しております、そのうち障害者基本法に基づく基本計画の推進につきましては、各省が所管している施策を推進していく部分を中心になりますので、その中でも障害者基本法第4条に差別の禁止という規定があるのですが、それを具現化している障害者差別解消法の推進に関して内閣府が実施している事業について、政策評価のロジックモデルに掲載させてもらっております。

具体的には、ペーパーの事業の概要に記載されております4つの事業を推進しておるところでありまして、それによって障害を理由とする差別解消を推進して、共生社会の実現に資するという事で施策目標としておりますけれども、詳細につきましては、補佐から説明させていただきます。

#### ○朝倉補佐

参事官補佐の朝倉と申します。

3ページを御覧になっていただいていると思いますけれども、右側からバックキャストしてインパクト、アウトカム、アウトプット、アクティビティと御説明差し上げます。

まず、インパクトですけれども、今、参事官から御説明のありましたとおり、内閣府が行っております障害者差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資するというのが、まず大目標、インパクトとしております。それを測る中目標としてアウトカムを3つ立てておりますけれども、上2つ、上から服務規律が整備されとか、地域におけるネットワークの形成、これらについては今年の3月に閣議決定をしました障害者基本計画の成果目標に載っているものと同じでして、測定指標についても同じです。障害者基本計画の成果目標にそろえて並べております。この成果目標については内閣府が行うこととなっておりますので、ロジックモデルにも挙げさせていただいております。

それから、その下、障害を理由とする差別の解消に関する国民意識の向上、理解の促進ですけれども、これについては、基本計画とはまた別の広報啓発事業の目標になりますけれども、測定指標、参考指標を立てておりまして、測定指標は5年に1度、これも内閣府で行っている世論調査で出ている割合を測定指標にしております。参考指標については、世論調査とはまた別に、インターネット調査を我々部局で行っているのですけれども、そこで関係する項目について参考指標としております。

アウトカムに従って、それぞれアウトプット、アクティビティを並べておりますけれども、一番上は役所で作られる対応要領・対応指針の改定や公表ではありますが、その下3つは、予算、インプットを基に行っている事業について、それぞれアウトプットを立てております。

細かくは省略させていただきますが、以上のような考え方でロジックモデルを策定させていただきました。御意見でありますとか、コメントをよろしくお願いします。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございました。

この一番上の「改定基本方針を受けた対応要領・対応指針の改定の推進」で、アウトカムの測定指標に対応要領を策定している地方公共団体の割合というものがあります。こちらは先ほど御説明いただいたとおり、閣議決定で設定された成果目標ということなので、どう解釈していいか難しいと思うのですけれども、実は私、地方分権改革に関わっておりまして、現在国の法律で計画を実質的に義務づけていることに対する見直しが行われています。この障害者差別解消法の場合には計画ではなくて対応要領なので、厳密には違うということかもしれないのですけれども、恐らく法律上は自治体に努力義務を課すものだと思います。この努力義務規定のものを目標として設定して策定した自治体の割合を増やすという働きかけを行うのが、地方分権改革の趣旨からしてどうかという解釈も、一方では成り立ち得るのかと思っております。アウトカムのところで自治体の割合を出すよりも、実際に対応要領を策定した結果、差別解消に向けた職員の方の意識づけがなされるとか、あるいはそういった差別的な事案がなくなるということのほうが、むしろアウトカムとしては重要なのではないかと思います。この指標自体を下げるというのは難しいかもしれないのですけれども、地方分権改革の文脈からするとやや疑問があることと、実際のアウトカムをもう少し目的に即した形にしたほうがいいのではないかとというのが個人的な意見です。

○白石座長

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○小林参事官

御意見ありがとうございます。

今、先生からお話があったように、地方公共団体につきましては、努力義務という形でやらせていただいております。そういう中で補佐からも説明させていただいたとおり、閣議決定の目標が一番ふさわしいと思われるため、アウトカムの指標として載せていただいておりますけれども、先生のおっしゃった職員の中の意識の変化とか、そういう調査で



きるのかという部分も含めまして、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○白石座長

続いて、佐藤徹委員、お願いします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

今、伊藤委員がおっしゃった点、私も気になった点です。測定指標になっているのですが、例えば参考指標にならないのかと思いました。

それ以外に別件なのですが、その下の中目標（アウトカム）の2つ目になります。ネットワークが形成されるというところなのですが、これが2つのアウトプットから矢印が入っていて、下のほうのアウトプット、すなわち「地域協議会強化ブロック研修会の開催」からの矢印の意味は理解できるのですが、その上の「相談対応マニュアルの整備」とか「相談窓口の試行」のところからも矢印が入っているわけなのですね。ここの因果関係のストーリーがよく分からなかったもので、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○白石座長

事務局、お願いします。

○小林参事官

ありがとうございます。

上の「相談対応マニュアル」や「相談窓口の試行」というところなのですが、「相談窓口の試行」というのは、内閣府で自治体等につなぐワンストップ窓口を試行するという事業を検討しておりまして、「相談対応マニュアル」については、そのワンストップ窓口のマニュアルと、自治体で実際に相談に当たって使っていただく想定のマニュアルをつくるというように考えておりまして、その中で相談が広域的なものになったりすると、どうしても自治体間での連携が必要になる、あるいは1自治体であっても事案がいろいろな部署にまたがることになると、その自治体の中、あるいは関係機関も含めた検討も必要になるというところで、そういう意味で相談対応をきちんとやる意味でも、地域の関係機関が集まった地域協議会を設置することをお勧めするようなマニュアルの内容にしようとしておりまして、そういう観点からつながりはあると考えております。

○白石座長

ありがとうございます。単なる業務マニュアルではないということですね。

それでは、佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

これは先ほどの高齢者対策に近いのですけれども、他省庁でもいろいろな取組があると思うのです。例えば障害者の方々の雇用促進であるとか、障害者福祉はまさに厚労省の管轄でやっていますね。ですから、他省庁の取組とこれはどういう関係になっているのか。例えば差別というのは、障害者の方々への差別としてあり得るのは雇用ですね。ですから、そういったところとの関係はどうなのかとか、ちょうど上のほうで高齢社会対策ではそうやられているように、ほかの省庁での取組がどうなっていて、それが今回最終的なインパクトにどう関わっていくのか、その姿を見せていただけないと全体像をつかみにくいかなと思いました。

以上です。

○白石座長

事務局、お願いいたします。

○小林参事官

ありがとうございます。

他省庁との関係なのですけれども、先生のおっしゃるように、内閣府はいわゆる取りまとめ的な部分と障害者差別解消法の周知的なところを中心にやっているところがありまして、実際は障害者施策となると、厚労省なり、国交省なりあるいは文科省なり、そういったところが施策をいっぱい持っているというところなのですけれども、全体のお話で局所のお話になってしまうのかもしれないのですけれども、例えば、先ほど御説明した相談対応につきましては、まさに各省がいろいろ施策を持っていて、各省と関係があるものであっても内閣府で試行事業としてワンストップで全部受けます。それを適切などころにつなぎますという形で、相談がいわゆるたらい回しにならないような形でやりたいということでもやらせてもらっているという関係にはございます。

○白石座長

ありがとうございます。

そのような取組がされていることは理解できて、図として他省庁の取組がこの中に見える化する、それはそれで非常に整理できるかとも私も思いました。

では、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、障害者担当からのヒアリング、終了といたします。ありがとうございました。

続いて、国際担当より御説明をお願いしたいと思います。

## ○中田国際調整官

国際調整官の中田と申します。

冒頭、私から簡単に説明させていただいて、その後、詳細は補佐から説明させていただきたいと思います。

この事業は、淵源をたどりますと、当時のそれぞれの時々の総理の主導の下、御成婚の記念事業であったり、あるいは平和友好条約の記念、国交正常化等、そういった時宜を捉まえて始まった事業を現在もちろん続けておるわけですが、次代を担う青年育成掛ける国際交流という形で、現在左側のアクティビティにあるような事業を進めているところでございます。

各国あるいは日本の青年たちの状況の変化、あるいは社会経済の変化などを捉まえて、随時プログラム内容についてはアップデートを図りながら実施しているところでございます。例えば政府事業ならではの表敬であったり、施設や企業訪問など、あるいはマルチでの各国青年と日本青年のディスカッションなどを通じまして、グローバルな視点を持って国際的な場面、国際機関あるいは地域の国際化の担い手として地域社会をリードしていけるような次世代リーダーの育成を後押ししていく、こういった目的で事業を実施しているところでございまして、インパクトにつきましては、そういった青年を輩出するというところを考えているところでございます。

詳細な流れにつきましては、担当から御説明させていただきたいと思います。

## ○伊藤補佐

この施策目標（インパクト）については「国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出」ということで、これを目的として事業を実施しているところでございます。

具体的な活動実績（アウトプット）としましては、簡潔に申し上げますと事業を着実に実施していくということです。具体的にどういうことかという、上の3事業については、航空機を使って派遣、招聘をして、その過程で青年同士で交流をするというプログラムになるのですが、これは視察、ディスカッション、文化紹介、ホームステイ等を通じて、青年の経験を増やしていく。それから、下の段ですけれども、これは「青年の船」事業と言われるものでして、複数のマルチの国がこの船の上で一堂に会して、そこで共同生活をしながら、まさに文化交流だったりとか、地域実践活動を実施していくことによって、より青年の経験だったりとか、そういうものに働きかけていくということをアウトプットとして事業を実施しております。

こういう国際交流事業に関しましては、客観的にその効果を測定するのがすごく難しいという側面がございまして、我々でもいろいろ試行錯誤してきたのですが、純粹にこの事業の効果そのものを評価するというところでどうしたらいいか考えまして、今年度から新しく調査を実施することにしました。事業参加青年を対象にコンピテンシー調査を行

いまして、選抜段階と事業実施後に同じコンピテンシーを測るテストを受けてもらいまして、その前後で青年たちの行動傾向等に変化があるかを測定できれば、定量的ではなくても、定性的ではあるのですけれども、客観的な評価ができるのではないかとということで、今年度そういう形での調査を実施する予定でございまして、それをもって、この事業の成果として「国際協調の精神とリーダーシップ力、マネジメント力の向上」という中目標を測定することができるのではないかと考えております。

ただ、具体的にどういう成果が出るかということについては現在構想中で、まさにどういう結果が出るかはこれから今年度末にかけて見ていくところですので、現時点でこういうことを想定しているということは言える状況ではないのですけれども、分析の手法としては、先ほど申し上げたように参加青年の事業前後というところと、あとは同様の母集団と比べたときに、事業参加後の青年はどういったところに優位性が出ているのかも含めて分析をして、その優位性が出たことをもってこの事業の成果として評価できるような形とできればいいかと考えるところでございます。

以上です。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、横田委員、お願いいたします。

○横田委員

ありがとうございます。

素朴な疑問になってしまうのですけれども、日本人の参加者に関しての測定指標の工夫をなされているのはよく分かりました。質問は、事後アンケート、事後評価はどのタイミングを指しているのか。場合によってはちょっと時間がたった後の活躍度みたいなところも見余地があるのではないかと思ったのが1点。

2点目が、この事業自体の目的、日本人の視点で見るとグローバルリーダーの育成だと思えるのですけれども、他国の参加者もそこそこいる中でいうと、他国の若手が日本に対する好意度を増すみたいなことも事業目的の一つと考え得るのであれば、そういった指標も他国の参加者の件についても見ていくこともあり得るのではないかと思いましたので、御意見があればいただければと思います。

○白石座長

事務局、よろしく申し上げます。

○伊藤補佐

御意見ありがとうございます。

1つ目の事業評価のタイミングにつきましては、おっしゃるとおり、少し時間がたってから評価するというのもやり方としてはあり得るか。我々もこれまでの取組を評価することを検討する中で、そういった話もあったのですけれども、何をもって活躍とするか客観的に評価するのが難しいというのが一つと、この指標を設定するときに、どうしてもこの事業そのものの効果をどう測ることができるかが、いろいろなほかの要素も交ざった上でその人があるということだと思いますので、この事業の成果そのものとして、事業が終わってから数年後のタイミングでこれを評価するというのが難しい部分があるのではないかと考えて、今は一旦こういう形で整理をしたという経緯がございます。

2つ目の話で、他国の参加者と友好的に、つまり、グローバルネットワークをつくるということも一つの事業の目的ではあるということ、おっしゃるとおりだと思います。他方で、事業の在り方を考えたときに、あくまで内閣府がこの事業を実施することの意義としては、外務省ではなく内閣府がやっているということなので、グローバルネットワークをつくるというのは、あくまでもこのグローバルリーダーをつかっていくという事業の主目的に付随して副次的に出てきている成果だという整理をしている部分もありまして、そういう意味で、現時点ではそのような形として指標を設定することは考えていなかったということでございます。

○白石座長

ありがとうございます。

続いて、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

どうもありがとうございます。

交流事業は確認していないのですけれども、「世界青年の船」と「東南アジア青年の船」は数十年の期間、ずっと継続されている事業だと思います。そこで毎年の成果というか結果を確認されるのは、実績評価方式で当然されているということなのですが、インパクトのところに書かれているような「国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出」について、数十年続けてこられて、そういう意味での蓄積された成果が何かあるはずだと思うのです。その辺りを把握、測定できないのか。こういう毎年の業績測定型、実績評価方式の評価であっても、数十年も着実に続けている事業の評価というか成果として、これまでの蓄積でここまで来ているみたいな指標はできないのか、そういうものはお考えになったことはないのかと思いました。これは別に毎年測定する必要があるのかということではなくて、5年に1回でもいいし、場合によっては10年に1回でもいいのかもしれませんけれども、数年に1回、内閣府さんの場合は詳細に評価する順番が来るとすると、そのときでもいいのですけれども、せっきくの事業なので、そのような指標があってもいいのかと思ったことが1点です。

次は小さい質問なのですが、事前に行政事業レビューのほうのシートを拝見したのですが、交流事業に参加された方に事業が終わってから1年後と5年後に自覚を問うアンケートをするというのが指標として挙がっていました。5年たって聞くというのはいいことだと、単年度、毎年 of 事業の評価として5年後にどうなったのかを聞くのはよいと思ったのですが、先ほどの御説明ではそれがなくなるようにも聞こえたので、念のための確認です。

以上です。

○白石座長

事務局、お願いします。

○伊藤補佐

御意見ありがとうございます。

2つ目の質問からです。行政事業レビューに記載されていますフォローアップ調査なのですが、これは継続して事業終了後1年後と5年後に同じような質問を投げかけて、それに対して回答していただいて、その回答を集計すると。これが一つの我々の中での成果を測る手段であったわけですが、先ほど申し上げたようなこの事業そのものの純粋な効果を測るということで、今回この指標を新たに設けることとしたということでございまして、フォローアップ調査自体は引き続きマイナーチェンジを重ねながらだと思えますけれども、実施をしていくということでございます。

1つ目のことですが、この長年の蓄積についての効果測定というのが正しいのか分かりませんが、これについては事業に参加した実績のある青年たちが現在どういった地域だったり国際社会で活躍されているかについては、我々としても情報を集めておりまして、もちろん国会議員をやられている方、自治体で首長をやられている方だったりとか、国際機関で活躍されている方、起業されて様々な活動をされている方はいらっしゃると思います。これに関しては、我々としてはこういう方たちを輩出しているのだということで整理はしているのですが、それを具体的にどういう活躍をされていることに価値があって、どういうところが評価されるのかを客観的にどう定めていくかはすごく難しいと考えておりまして、それについては政策評価部門とも相談をしながら、何らかの形で整理ができないかということは、御指摘を踏まえて考えさせていただきたいと思えます。

○白石座長

ありがとうございます。

佐藤主光委員、お願いします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございます。

1点素朴な質問は、グローバルリーダーを輩出すると言っている割には、交流対象になっているのが韓国、中国、ASEANですね。広く捉えれば本来は世界全体が交流対象だと思うのですが、これは歴史的な背景だと思うのですが、果たしてこれでグローバル人材は育成できるのかというのが素朴な疑問でした。

残り2つ、肝心のポイントなのですが、調査されるのであれば、ほかの自治体あるいはうちの大学もやっていますけれども、派遣留学などは普通にやりますし、海外の学生を受け入れるというのも普通にやっていますので、要するに、自治体、大学機関あるいは青年ならば高校も入ると思うので、高校とかでこういう事業をやっていませんか。さすがに船に乗せることはないと思いますけれども、でも、交換留学ぐらいならばやりますね。短期の留学とかもやっていますね。そうだとすると、これはかなり重複があるのではないですかという議論が出てくると思うのです。それが2つ目です。

3つ目ですけれども、調査されて評価されるのであれば、そろそろこれは廃止も含めて考えたほうがいいのかと。はっきり言えば、これはもう昔ながらの昭和的な発想ですね。ですから、そろそろこれは廃止も視野に入れながら評価をする段階に来ているのではないかと。これは行政事業レビュー的なコメントになりますけれども、これを改善するとは考えないで、抜本的に見直すのだというところまで踏み込んだほうが良い時期になっているのではないかと思います。

以上です。

○白石座長

事務局、いかがでしょうか。

○伊藤補佐

コメントありがとうございます。

順に御回答していきますと、冒頭の交流対象国については、御説明が足りなかった部分があるかもしれませんが、国際社会青年育成事業や「世界青年の船」事業につきましては、幅広く世界各国と交流をするような形としておりまして、例えば「世界青年の船」事業につきましては、今年度は13か国、アルゼンチン、エチオピア、フランス、インド、アイルランド、ヨルダン・ハシェミット王国、ケニア、メキシコ、ニュージーランド、ソロモン諸島、トルコ、アラブ首長国連邦、ザンビアといった地域にとらわれない世界からの参加青年を募って、そこに日本青年も入り込んで、本当に多文化の中で交流をしていくという、なかなか単純に留学をしたりとか、留学生と交流するというだけでは味わえないような環境ですね。1つの船の中に、それこそ同じ部屋の中に複数の国の青年たちが寝泊まりをして、20日間、30日間共同生活を送るという、普通の留学だったり、そういうプログラムで

は実現できないような固有のオリジナリティーを持った事業を実施しているところであり  
ます。

2点目ですけれども、自治体とか、大学とか、民間との重複があるのではないかという  
ことについては、先ほど申し上げたように、国単位でやっているからこそできるようなプ  
ログラム、船を動かしてやるということもなかなかできないところでもありますし、この  
事業自体が皇室だったりとか、総理だったりとか、そういう政府中枢が関わって実施して  
いるようなところもありますので、そういったところに参加するということに対しての日  
本青年はもちろんですけれども、各国の青年であったり、各国政府の日本との長年にわた  
る関係性というものは、非常に重要なものとして評価いただいているところです。

例えば「東南アジア青年の船」事業につきましては、今回日ASEAN友好協力50周年という  
ことで様々実施しているところですので、そういった成果文書の中にも毎回具体名を  
「東南アジア青年の船」事業ということで記載をいただいて、各国からも高く評価をいた  
だいているものです。ただ、おっしゃるとおり、この時代の中にあって、普通のと言っ  
てはなんですけれども、民間で実施しているような交換留学だったりとか、そういったもの  
としっかりと差別化をしていくということを、プログラムの中身を検討するに当たって  
我々としてもしっかりと意識してやっていかないといけないかとは考えてございます。

3点目、廃止を含めてということだと思いますけれども、予算上、どういったことができ  
るかはいろいろと限られてきている中で、2点目とも重複しますけれども、我々が政府  
として事業を実施しているということを踏まえて、どういうプログラムを実施していくの  
か、しっかりと差別化を図って、青年たちにとって有効なプログラムになっていくように  
検討を続けたいと思っております。

#### ○中田国際調整官

1点だけ補足させていただければと思いますけれども、各国との協力の中でやっている  
事業として、各国から送られる青年もかなり高いリーダーシップを期待されている青年が  
来るということで、日本から参加する青年にそういう層の人たちとも交流してもらうこと  
によって、リーダーシップについて高い、国を代表することを強く意識させることも一つ  
大きな狙い、効果になっているかと思っておりますので、今、担当から申し上げましたこ  
とも含めて、より充実した事業になるように考えていきたいと思っております。

#### ○白石座長

それでは、横田委員、お願いします。

#### ○横田委員

念のため、アウトプットの参考指標の確認なのですが、御記載いただいているのは日本参加青年の人数のみの記載なのか、海外からの何か国何人の参加まで記載をする予



定なのか確認をしたいと思います。個人的には両方記載が望ましいのではないかと考えておりますが、そのつもりであれば書き方の調整をいただきたいですし、記載も御検討いただきたいと思います。

以上です。

○白石座長

事務局、いかがでしょうか。

○伊藤補佐

ありがとうございます。

この事業の目的自体が次世代グローバルリーダーの育成ということで、基本的には日本青年を主眼に置きつつのものであったので、現在アウトプットの参考指標には日本参加青年の人数と置かせていただいておりますけれども、御指摘を踏まえて、外国青年の人数も参考指標として入れ込むことも十分考えられると思いますので、事務局と調整して対応いたします。

○白石座長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、国際担当からのヒアリングを終了としたいと思います。

(休 憩)

○盛谷課長

先生方、そろそろよろしければ、再開させていただきたいと思います。よろしいですか。

では、進行につきましては、座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○白石座長

それでは、次は遺棄化学兵器廃棄処理担当室より御説明をお願いいたします。

○山寄参事官

遺棄化学兵器処理担当室参事官の山寄と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元、ロジックモデルと担当室の事業概要について事前に配付させていただいておりますので、その2枚を御覧いただきたいと思います。

まず、この遺棄化学兵器処理事業につきましては、化学兵器禁止条約に基づいて行っている事業でございます。この条約と申しますのは、全体概要にございますとおり、化学兵

器の開発等々を行わないということを主な目的としている条約でございます。特定の数か国を除いてかなりの国が加盟している条約でございます。

この中で、他の締約国の領域内に遺棄した化学兵器も廃棄すると書いてございます。この他の締約国の領域内というのが中国ということになるのですけれども、旧日本軍が遺棄した化学兵器について、この条約に則って日本が処理をしなくてはならないことになっておりまして、平成27年3月の閣議決定で「可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させる」とされておりますので、それをロジックモデルのインパクトといたしました。

次に、「廃棄の義務」の箇所に、「遺棄締約国は」とあります。これが日本ということになります。日本は、「遺棄化学兵器の廃棄のため、すべての必要な資金」等々の資源を提供するというところで、本事業につきましては、中国で行う事業でございますけれども、中国の協力は得るのですが、中国側の費用も含めて全て日本側が負担する形になっているところでございます。

それでは、次のページを御覧ください。現状ここに書いてございます「2022年より後の廃棄計画」を踏まえ事業を行っているところでございます。この廃棄計画は昨年10月に（化学兵器禁止機関執行理事会で）承認されたものでございます。細かく言えばいろいろとあるのですけれども、主な内容は3つほどございます。1つが移動式処理事業、これは昨年未までにOPCW、これは化学兵器禁止機関、オランダのハーグにございますけれども、こちらに申告された遺棄化学兵器について、2027年中に廃棄完了を予定している。

続きまして、ハルバ嶺事業でございます。これはハルバ嶺に埋設等されている遺棄化学兵器について、2027年中に廃棄完了予定ということで、埋設等というのは、現在ハルバ嶺にまだ埋まっている化学砲弾が10万発弱あると推定しているのですけれども、そういったものを全て掘り出した上で、2027年までに廃棄完了予定との計画になってございます。下のほうの地図をご覧くださいますと、右下にハルバ嶺とあります。ピンク色ですね。こちらで行っているものでございます。

ちなみに、先ほどの移動式処理事業、黄色であります。現状、左側の真ん中のほうにハルビンとありますけれども、ハルビンの処理場で処理を行っているところでございます。

今後申告される遺棄化学兵器につきましては、今後も発掘・回収を行っていくところがございます。ジャムス、尚志、琿春につきましては、本年中に中長期の発掘・回収計画を作成する、それから、牡丹江、伊春、敦化については、2025年中に発掘・回収を完了することを目指して最善の努力を払うということになってございます。下のほうの地図をご覧くださいますと、緑色で表している地域が該当いたします。

これを踏まえて、先ほどインパクトは閣議決定の文言と申し上げましたけれども、中目標をこの「2022年より後の廃棄計画」といたしました。この中の主要な3つということで、今、ここに掲げましたハルバ嶺、移動式処理事業、各地の発掘・回収事業ということで3つに分けて、それぞれアクティビティとインプットを示すといった形のロジックモデルに

いたしているところでございます。

非常に簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。

○白石座長

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私から、全部処理が終わったらこの事業の終了予定はいかがでしょうか。

○山寄参事官

はい。全部終わったらということでありましてけれども、終わりは現時点では見えておりません。今、申しあげました2027年までに廃棄完了というのは既に発掘・回収したもの等々でございますので、今後発掘・回収するものについては、2027年後も続いていくと思えます。

○白石座長

なるほど。分かりました。

○山寄参事官

もう少し申し上げるならば、実際には旧日本軍がどこにどれだけの化学兵器を遺棄したかというのは十分情報が残っていない状況でございますので、中国における各地の開発等々によって土を掘ってみると出てくるといった状況が結構ございますので、そういう意味では、希望としては早く終えたいのですけれども、いつまでかかるかは現状分からないというのが実態でございます。ただ、今、ここに書いてありますとおり、主要な部分は2027年までに完了予定という計画にしております。

○白石座長

分かりました。御説明ありがとうございます。

それでは、特によろしいでしょうか。

それでは、以上で遺棄化学兵器廃棄処理担当室からのヒアリングを終了としたいと思います。ありがとうございます。

○山寄参事官

ありがとうございました。

○白石座長

続いて、重要土地担当から御説明をお願いしたいと思います。

○小松参事官

重要土地担当の参事官の小松と申します。今日はよろしくお願いたします。

それでは、まず、重要土地のベースとなっております重要土地等調査法について簡単に御紹介させていただいた後に、ロジックモデルについて御説明させていただきたいと思えます。

重要土地等調査法につきましては、国境離島や防衛関係施設等における土地の所有、利用をめぐって、様々な安全保障上の懸念が示されてきたということで、令和3年6月に成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」、これを重要土地等調査法と我々は称していますが、こちらに基づく措置について対応を取っていくということでございます。

実際にどんなことをやるかと申し上げますと、ロジックモデルのこの事業概要のこのアクティビティのところを少し御参照いただきながらと思うのですが、まずこの一番上でございますけれども、「重要土地等調査法に基づく調査及び利用規制等の実施」ということで、さらに具体的に申し上げますと、この重要土地等調査法、対象になりますのは防衛施設ということで、自衛隊の施設や米軍の施設、あるいは生活関連施設ということで原子力施設や空港などを想定しているところでございますが、そういったもの、加えて国境離島につきまして、おおむね施設の1,000メートルの範囲内ぐらいを注視区域ということで、注視というのは実際にしっかりと調べていく区域ということで指定する、あるいは特にそのうち重要なものについては特別注視区域ということで、機能が特に重要な防衛施設などや国境離島などについて、こちらについては土地の取得等に関しての事前届出の制度といったものを導入するというところでございます。

調査といたしましては、この内閣府の重要土地担当で実施するものでございますが、所有者、賃貸者について氏名、住所、国籍等、必要に応じて現地現況調査や不動産登記簿等公簿を収集する、あるいは必要に応じて所有者等から報告を聴取するといった施策を行っていくということでございます。

この法律につきましては、昨年9月に全面施行となりまして、現在この注視区域に相当する具体的な防衛施設の周りや離島の区域を指定するといった作業を行っているところでございます。こういった作業そのものが、このロジックモデルの左上のところでございますけれども、「重要土地等調査法に基づく調査及び利用規制等の実施」ということで、インプットといたしましては、重要土地等調査費5.3億ということで、これは実際に区域指定に関わる事務作業などを外注している部分ですとか、そういったものにかかってくる経費でございます。令和5年度ですと5.3億ということでございます。

具体的なアウトプットといたしましては、区域指定の実施件数ですとか、先ほど御紹介いたしました特別注視区域における取引に関する事前届出の受理数ですとか、土地利用に関して重要施設の機能を阻害するような行為が仮にあった場合は、そういったことをやめるようにということの勧告、あるいはそれに従っていただけない場合は命令の実施件数と

いったものを考えております。

アウトカムといたしましては、こういった実際の重要施設、自衛隊施設や米軍施設あるいは国境離島の機能阻害をする行為を防止し、きちんと機能を維持するといったところの運用状況をきちんと把握して、それをアウトカムとしていきたいと考えているところでございます。

これが一番骨格となる施策なわけでございますけれども、ここの1つ下の「土地等利用状況審議会における審議の実施」というのは、我々のこの法に基づく制度につきましては、きちんと有識者の先生方の意見を聴取した上で、意思決定していく。例えば、この勧告を出す前には有識者の先生の意見を聴く、あるいは基本方針を決める前には審議会で御意見を聴くといった制度となっております、それに関わる委員の手当等々といったものを事業として計上させていただいているところでございまして、実際にこれまでも開催してきているところでございます。

その下でございますけれども、調査につきまして、全部人力でやっていくことになると非常に効率がよろしくない。例えば土地の登記簿のデータ等々といったものについて、これを効率的に処理していくための情報システムといったものを、これは今、順次段階を3段階に分けて、開発、整備、一部は運用を開始しておりますけれども、そういったものを導入していくということで、このアウトプットとしては、システムの開発状況と。こういったものが全部アウトカムにつながってくると。

一番下でございますけれども、こういった施策を行っていくに当たっては、国民の皆様、それから、実際にその土地の所在する地方公共団体の方々等々の御理解が当然重要でございますので、そのための施策も、事業としては先ほどの重要土地等調査費の中の一部になってしまっているのですけれども、例えばコールセンターを設置したりですとか、そういった施策を行っているところでございます。リーフレットを作って配布をいたしましたり、コールセンターの運営といったところをアウトプット、アウトカムとしては、実際に国民の皆様や自治体の皆様からの関心の高さ、例えばホームページのアクセス数などを参考にしながら、アウトカムをきちんと把握していくということで、最終的には国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障にこの法に基づく施策によって寄与していくといった施策を実現していくところでございます。

御説明は以上でございます。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をよろしく願います。

佐藤徹委員、お願いします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

1点だけなのですが、中目標（アウトカム）のところ、上のほうなのですが、測定指標として法の運用状況というものが1つだけ記されているのですが、アウトプットのところで、必要に応じて勧告、命令等を実施するというものがあります。これに対応するアウトカムとして、例えば勧告、命令に従った者の割合といった指標は設定できないものかと思ったのですが、いかがでしょうかということです。

以上です。

○白石座長

事務局、お願いします。

○小松参事官

御質問ありがとうございます。

まさにこの制度が今年の6月から始まって、1回目の指定は今年の12月、2回目の指定がつい先日7月に行っているところでございます。今後運用を開始いたしまして、実際の運用が積み重ねられていく中で、どのような形でこのアウトカムをきちんと整理していくかといったところは、我々はよく整理してまいりたいと考えているところでございます。こういった勧告、命令等が必要となるような事態は、これは基本的にはできる限り事前に発生しないことが望ましいわけでございますので、そういった意味においても、どのような形でこの運用状況のアウトカムをきちんと指標としていくかは、よく我々もこれから運用を踏まえながら検討していきたいと考えているところでございます。

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、佐藤主光委員、お願いします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

気になったのは、例えば審議会の実施であるとか、土地等利用状況管理システムの整備・運用、それから、先ほどの啓蒙活動などというのは、むしろこの一番上にある重要土地調査法に基づいて、土地の利用等について勧告、命令を行う、そのためのインフラではないかと思ったのです。つまり、アウトプットは4つ並列していますけれども、本当は一番上のものがその他3つのものと相まって実現するものではないか、そういう流れではないかと思ったのですがというのがコメントです。

それから、よく背景事情が分かっているだけかもしれませんが、土地の利用状

況ということであれば、自治体が固定資産税もかけていますし、もちろん土地の登記簿もありますね。ですから、利用状況を調べるということであれば既存のインフラが使えると思うのですが、ここで重要なのは何が重要施設かどうかという、その判断基準はこの調査及び審議会を考えていかなければいけない、決定していかなければいけないことという理解でいいのかどうか。既存の情報に加えてどのような土地等調査法に基づく調査などが求められているのかいまいちイメージが湧かなかったので、教えていただければと思います。

取りあえず以上です。

○白石座長

事務局、お願いします。

○小松参事官

御質問ありがとうございます。

1番目の御質問でございますが、勧告、命令というところで、確かにこれは非常に重要な要素でございます。他方で、この勧告、命令というのは、全体の我々の目的からすると、重要土地あるいは重要施設に関して、この機能が阻害されないといったことが目的でございます。そういう意味で勧告、命令を必ずしも出さなくても、きちんとこの法律の趣旨を国民の皆様が理解して下さって、そういった機能阻害につながるような行為が発生しないことがベストなのだと考えております。そういった意味では、きちんと周知していくですとか、そういうことが大きな柱として一番下に来ているところでございます。

それから、この勧告、命令以外にも機能阻害行為に対して他の法令によって必要に応じて関係省庁とも連携しながら対応していくといった施策もあるということで、今回4つのアウトプットについては並列に書かせていただいているところでございます。

2つ目の御質問の土地の登記等につきましては、まさにこの土地の登記等、そういった情報が非常に土地に関する重要な情報ということでございまして、我々もそういった情報をきちんと活用していくことが前提でございます。その際に、審議会の皆様は何をお諮りするかということ、安全保障上の重要な施設はどういうものかということも含めまして、きちんと議論していただいた上で、どこにフォーカスして我々はきちんと調査していくのか、この重要土地等調査法の対象としていくのかといったことを整理していくというところで、この審議会の先生方に御意見をいただくといった枠組みになっているということでございます。

以上でございます。

○白石座長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、重要土地担当からのヒアリング、終了といたします。ありがとうございました。

続いて、健康・医療戦略推進事務局より御説明をお願いしたいと思います。

#### ○網野企画官

それでは、政策名「健康・医療」、施策名「匿名加工医療情報に関する施策の推進」ということで、健康・医療戦略推進事務局企画官をしております網野から御説明をさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いたします。

この施策につきましては、匿名加工医療情報に関する施策ということで、次世代医療基盤法に基づいて実施している施策になりますので、まずは次世代医療基盤法について御説明したいと思います。次世代医療基盤法は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制等を定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的として定められた法律でございます。2018年5月に施行されているものでございます。要は、健康診断の結果やカルテなどにいろいろなたくさん重要で役に立つ医療の情報があるわけですが、それらは個人情報が含まれているので扱いが非常に難しく、なかなかうまく利活用ができず、せっかくある情報が生かされず、研究開発や新産業創出に使われることがない状態になっているところを、しっかり匿名加工ということで加工をして、問題ないようにして研究開発などに活用することを促進するというところで、施策を進めているところでございます。

この法律に基づいて施策を推進しているわけですが、この推進をしていくためには、3つのステークホルダーがしっかり状況、制度を理解して推進をしていかななくてはいけないということで、このロジックモデルに書かせていただいております。1番目としまして、認定事業者がまず必要となります。しっかりとした守秘義務やセキュリティの下でデータ、医療情報を扱う認定事業者を、厳格な審査項目に基づきまして国が認定審査を行います。その事業者の認定・監督・指導を行いまして、アウトカムとして匿名・仮名加工が適正に行われる状態にするというのが大事な条件となってきます。

また2番目の対利用者とは医療情報取扱事業者ですが、しっかり利活用者が利活用できるようにすることと、医療情報取扱事業者からの情報がたくさんあることが必要になります。対利活用者については、利活用者の利活用ニーズや医療情報の取扱事業者の医療情報提供に関する課題について調査・分析をした上で、対利用者に対しては説明会を実施したり、利用の拡大のための調査・分析結果の共有をすることで利用を促進していただいて、新たな利活用分野が発掘されたりですとか、研究を行う利活用者が増加するというアウトカムが期待されると考えております。



また、対医療情報取扱事業者については、もともと医療情報は病院に協力をいただいていたことになるわけなのですけれども、医療情報取扱事業者にもしっかり説明会を実施しまして、提供される医療情報を増やすことがアウトカムとして期待されるところです。

また、医療情報に関しては、国民・患者が申出によって提供停止が可能という仕組みになっておりますので、国民・患者にも制度を理解していただいて、協力をいただくことが必要になってまいりますので、3番目、対国民・患者というところになりますけれども、制度に対する国民の理解を増進するための広報・啓発活動が必要であるということで、こちらにインプットの部分で経費を入れさせていただいて、住民説明会の実施ですとか、コールセンターの設置を行いまして、国民・患者の制度に対する理解を増進するというアウトカムが期待されます。

これら対認定事業者、対利活用者・医療情報取扱事業者、対国民・患者の3ステークホルダーにしっかり施策を実施することで「健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出が促進される」という施策目標（インパクト）が達成されるということで、この施策を進めているところでございます。

簡単ですが、説明は以上になります。どうぞよろしくお願いたします。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、先生方、御意見、御質問はいかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

単純な質問で恐縮なのですが、対医療情報取扱事業者のところなのですが、これと協力医療情報取扱事業者との違いといいますか、外形上の識別基準といいますか、これを測定指標としてアウトカム指標で使いますので、何が違うのかと思ったものから、この1点だけ、よろしくお願いたします。

○白石座長

お願いします。

○吉原補佐

ありがとうございます。内閣府参事官補佐の吉原から回答させていただきます。

まず、医療情報取扱事業者というのは、一般の病院であったり、診療所であったり、あるいは健康診断を行っている自治体等も全て入るわけなのですが、そのうち、この次世代医療基盤法の枠組みに御協力いただいている、認定事業者に対して医療情報を提供して

いる医療機関あるいは自治体が、この協力医療情報取扱事業者となります。ですから、実際にデータの提供という形で協力いただいている医療機関等がこの協力医療情報取扱事業者ということで、測定指標としては協力いただいている医療機関等の数を挙げさせていただいております。

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、佐藤主光委員、お願いします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

1つコメントというか、アウトカムのところ、2番目の「研究を行う利活用者が増加する」と「新たな利活用分野が発掘される」というのは結構なことなのですが、恐らくこれは新しい試みでもあるので、なかなか思ったより利用件数が伸びなかったり、あるいは利用に時間がかかったりすることがあり得ると思うので、ボトルネックをちゃんと検証するところを中に取り入れていったほうがいいのかと。ロジックモデルというのはアクティビティからインパクトに一直線で行ってしまうので、なかなかそういう検証してまた見直すというのは取り入れにくいのですけれども、そういう形で逐次利用状況を改善していくとか、手続を簡素化させていくとか、こういったことをしていかないと利活用は進まないのかと思ったものですから、そういった試みを内在させることはあっていいし、それをちゃんと検証しているかどうかを検証すると言うと変ですけれども、ちゃんと検証する仕組みがあるのですよということを担保しているということをロジックモデルで見せていただけるといいかと思いました。

もう一つは、上のほうにある匿名・仮名加工が適切に行われるというのは、それは結構だと思うのですが、これも例えばヒヤリ・ハットの案件はあり得るのかどうか。情報漏えいみたいな形とか、そういったところはアウトプットのほうに入ってくるのかと思うのですけれども、事業者の認定・監督・指導の中で適宜やっていくという理解でいいのかどうか。最後は質問です。

取りあえず以上です。

○白石座長

お願いします。

○吉原補佐

御質問いただきまして、ありがとうございます。

1点目、この利活用件数はボトルネックが色々あり得るという点はまさに御指摘のと

おりでございます。次世代医療基盤法は、本年法改正をさせていただいたところございまして、これまでは当初の立法時の想定よりはなかなか使われていなかったということで、匿名加工医療情報の課題というもののまさに一番大きなボトルネックだったと思っておりますけれども、それに対応して、この匿名に加えて仮名加工医療情報という新しい制度を創設して、これについて今後利活用推進を図っていきたいと考えている所存でございます。

今後の動きとしましては、医療情報提供に関する課題というところで、この予算事業というインプットの部分も含めて、ガイドラインの改定ですとか、政省令の改定というものは予定をしているところでございますので、それについて必要な調査研究も行いながら、これは匿名・仮名両方ですけれども、利活用件数を増やしていくためにどのようなことが必要なのかという検討をまさに進めているところでございます。

2点目でございますけれども、ヒヤリ・ハットの件数もあり得るのではないかという御指摘をいただいたところございまして、この点も御指摘のとおり、実際に我々はこれまでの中で行政指導といいますか、日々認定事業者に対して監視・監督を行う中で、実際に指導を行ったということもございまして、その数も含めて、例えば、情報が漏えいしてしまったという事態がこれまでであったわけではございませんけれども、そのような情報漏えいの段階に至らないまでもどのようなことがあったのかというのは、このロジックモデル上も明らかにできるようにしてまいりたいと思います。

○白石座長

ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。健康・医療戦略推進事務局からのヒアリング、以上とさせていただきます。

最後に、北方対策本部より御説明をお願いしたいと思います。

○富永参事官

北方対策本部でございます。よろしくお願いたします。

政策名「北方対策」ということで御説明申し上げます。施策としては「北方領土問題解決促進のための施策の推進」ということになってございます。

「解決すべき問題・課題」といたしまして、書いてありますけれども、国民世論の啓発を通じまして、北方領土問題について、外交交渉という場面では外務省が中心になって取り組むことになっておりますけれども、これを後押しするための環境整備を行うことが内閣府北方対策本部の役割となっております。その際、特に昨今の事情でございまして、元島民の方々の高齢化、これはもう平均年齢でいえば87歳を超えている状況にございます。そのような状況を踏まえまして、広く国民一般の理解と関心を得ることを目指してございます。その中で国民運動として返還要求運動の活性化を図っていくということが

「解決すべき問題・課題」ということで位置づけられるかと思っております。

体制として先に補足をいたしますけれども、北方対策の担い手として内閣府の本府に北方対策本部がございますけれども、この資料のいろいろなところに出てきますけれども、独立行政法人も持っております。北方領土問題対策協会という組織がございます、我々内閣府では企画立案を行い、この独法で実施を進めていく体制で進めておるところでございます。

まず、先に目標ということでもう一度押さえておきますと、一番右のところインパクトとなっておりますけれども「北方領土問題に対する国民の理解と関心を高める。特に若年層の理解と関心を高める」としてございます。これは最初のところで元島民の方々の一層の高齢化ということを申し上げましたけれども、まさに当事者の方々が非常に御高齢になる、そして、人数としても減っていく中で、次の世代へのかけ橋になっていくことが非常に大事だと思っております。そういう観点から、特に若年層に対してアピールをしていくことをより念頭に置いて進めていくということがございます。

その中で、アウトカムとしては2つ挙げてございます。上のほうですけれども「国民の北方領土問題に対する認知度・関心の向上」ということで、なるべく現代のいろいろなツールの利用も踏まえまして、ホームページへのアクセス件数、あるいはSNSを使いまして情報発信を行っておりますが、この読者数、いわゆるフォロワー、これを増やしていくことに取り組んでございます。このSNSもあまり硬い内容ばかりではなくて、イメージキャラクターをつくっていきまして、ゆるキャラのようなものですが、そのアカウントで発信をするというようなより広い世代にアピールできるような内容、これを目指してやっております。そのような指標を踏まえまして、北方領土問題への認知度の向上あるいはいろいろなイベントもやっております。そういう啓発活動への参加意欲を高めていくということも指標としておりながら、アウトカムの達成に向けて日々活動しているということが1点目としてございます。もう一点が、その下のところで「返還要求運動の担い手の確保・運動の活性化」ということで、これはあまり指標としてたくさんあるわけではございませんが、いろいろな県民大会といったイベントがございますので、そういうイベントに若年層あるいは初めての参加者、この方々に参加してもらい、その割合を指標としていくことを掲げております。

そのアウトカムを達成するための我々の活動として、アウトプットとして日々やっておりますのが、左から2つ目の活動実績のところでございますけれども、広報や情報発信ということで、先ほど申し上げたSNSの情報発信を行っております。また、真ん中のところでございますけれども、教育分野、これも大事でございますので、先生方、教員の方々あるいは生徒の皆さん、これを対象にして研修や事業をやっておりますけれども、これを周知するということをしております。参考指標の一つとしては、公立高校の入試において北方領土に関する問題を出題した都道府県数を調査して数えていくということをやっております。もう一件でございますけれども、いろいろなイベント、都道府県民会議、これは47

都道府県全てに会議として設置しておりますが、そういう会議、そういうイベントですね。そういうところや関係する団体等への支援ということ、それから、青少年の意見交換会の実施ということを活動としてやってございます。このアウトプットを測る参考の指標としては、そういう大会の開催回数あるいは参加者数というところを見ながら、活動実績を評価していくというようになってございます。

それぞれ事業の中でインプットとしていろいろな予算を取っていますが、一番左のところに行きますと、啓発というところでいいますと、北方領土返還の要求運動推進経費0.34億円となっております。また、一番下のところですが、国民への情報発信、教育分野、青少年・教育関係者に対する啓発、あるいは都道府県民会議等への活動の支援ということで、こちらは独法から運営費交付金13.3億円ほど交付してございますけれども、その中から関係の経費をインプットとして入れているという構造になってございます。

このような体系の中で、内閣府あるいは独立行政法人一体となりまして、国民運動として北方領土、北方四島の返還運動をさらに後押ししていきたいということで進めておるところでございます。

説明は以上でございます。

#### ○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問をよろしくお願いいたします。

佐藤徹委員、お願いします。

#### ○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

この書類を読み込むと、施策目標（インパクト）に書いてある内容ですね。国民の理解と関心を高めるというのがインパクトでいいのだろうかということなのですね。というのは、シートの上にある「解決すべき問題・課題」のところでは、結局のところ、国民運動としての返還要求運動の活性化を図ることが書かれているわけですから、この返還運動が活性化されているという状態がインパクトではないですかね。最終的に目指すべき姿ではないでしょうか。

そういう観点で見た場合、実は国民の理解・関心の向上に関しては中目標（アウトカム）のところに似たような表現があって、若干表現は違いますが、国民の認知度・関心の向上というのが既にあるわけですね。それと、同じアウトカムの下の部分では「返還要求運動の担い手の確保・運動の活性化」とあるわけですね。この中目標（アウトカム）のレベルでは担い手の確保にとどめておいて、先ほど申し上げましたように、最終的なインパクトは返還要求運動が活性化されている、国民運動としての運動が活性化されているということであれば、因果関係のストーリーがうまく流れていくのではないのでしょうかというこ

とです。私はそう思ったのですけれども、違うのでしょうか。いかがでしょうか。  
以上です。

○白石座長

事務局、お願いします。

○富永参事官

御指摘ありがとうございます。

確かにアウトプットとして我々が活動しまして、アウトカムとして認知度が向上する、さらにその先に理解と関心が高まるという順番も整理の仕方としてはあり得るかと思えます。そこはまた議論してみたいと思えます。

○白石座長

続いて、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

どうもありがとうございます。

私はこのロジックモデルの下のほうの都道府県民会議に関するところで、細かい話かもしれませんが、参考指標のことでコメントと御質問があります。まず、コメントのほうなのですが、ロジックモデルのアウトプットの次の段階にアウトカムがあつてと。ただ、この参考指標を見ると、県民大会の参加者数というのはアウトプットの指標にもなっていて、アウトカムのほうも参加者の中の若年層と初参加者の割合となっているのですけれども、これはもちろん初参加の人も若年層もそれ以外の人も同じ大会に参加しているので、論理的におかしいというか、成り立たないのではないかというのがコメントです。ただ、一方で、参加者数といっても動員されるというか、確実に参加される前提というか、そういう立場で参加される方と、自由意思というか、チラシか何かを見て参加される方とあると思うので、前者はアウトプットで後者はアウトカムという整理も同じ大会であってもできるのかもしれませんが。ただ、現状は参加者のうち若年層と初参加者の割合なので、全体に動員されている方たちみたいな整理であればアウトプット指標だし、自由意思で参加されている方を主眼として捉えるのであればアウトカム指標になるのかもしれない。これが1点目、コメントです。

2点目、同じ指標なのですけれども、このアウトカムのほうの参考指標が若年層の割合と初参加者の割合となっているのですが、自然に考えると、割合ではなくて数自体を把握するのが自然ではないかと思うのです。つまり、若年層なり初参加の方が増えたとしても、それ以外の方がそれ以上に増えれば割合は減ってしまうわけです。逆に若年層の方や初参加の方が減ってもそれ以外の方がさらに減ればこの割合は高くなってしまいますので、指標と

しては実数の方がストレートでかつ自然だし、そうでないと意味がずれる可能性もあるというか、そういうことはいかがでしょうかという御質問であります。

以上の2点です。

○白石座長

事務局、お願いします。

○富永参事官

ありがとうございます。

御質問いただいた県民大会等につきまして、その前にコメントいただいた中でもありましたが、確かにこれは動員と言ってしまう言い過ぎですけれども、そもそもこの県民大会を運営している方々、関係者の方々がございまして、ある程度人数が見込まれているという中でそれぞれ開催をしております。その中で若者あるいはいわゆる関係者以外の初参加者の方、これを増やして行って、その割合を増やすことで全体の人数も増やし、それらの層の人数、割合両方が増えて行って全体が活性化するところを目指していますので、繰り返しますと、大会に常連というか、ほぼ運営側みたいなことで参加している方はある程度枠というか人数が読める部分はありますので、それ以外の部分を割合として増やしていくことで全体を底上げしていきたいということで設定しているものでございます。

○白石座長

それでは、横田委員、お願いいたします。

○横田委員

ありがとうございます。

まず、私は独立行政法人の評価委員会にも属しておりますので、昨年対象法人が評価対象となっており、若年層への周知が非常に重要であることを伺っておりましたので、企画部門なので当然なのですけれども、きちんと連動した内容になっているという感想を持ちました。

その上で、コメントです。北方領土問題の認知度をどのように測る御予定、世論調査並みの大きなもので見るとかというところの確認です。その上で、世代別で認知度を出すことが可能なのか。そうであれば、世代別で若年層に届いているかも指標としてお示しをいただくのがよろしいのではないかと思ったのが1点目です。

2点目は、私もあまり明るくない分野ですが、高校の入試において取り上げる点について。入試に絡むと皆さん関心も高まるというのは非常に理解できるのですけれども、強制力のない、強制できる類のものではないという認識をしております。現状、どれぐらい取り上げられていて、その整理をどうお考えなのか、あくまでも参考指標だから問題ない

という置き方なのか、お教えいただければと思います。

以上です。

○白石座長

事務局、お願いします。

○富永参事官

ありがとうございます。

認知度というところで、世論調査をやってございます。ただ、これは5年に1回のものでございまして、あまりビビッドに取れるものでもないということで、その中には世代別の数字も出てくるのですけれども、そこは指標の一つとしては置いておるのですが、5年に1回ということで、なかなか毎年の測る指標としては離れてしまうかというのがありますので、直接は参照していないというところではありますが、いずれにしても5年に1回の世論調査においても若年層ほど関心が低いというデータが出ておりますので、それを毎年の活動の積み上げで改善の方向に持っていきたいということを考えておるものでございます。

それから、入試につきまして、確かに強制できるものでもなくて、今、手元に詳細なデータはないのですけれども、学習指導要領には学校で教えてほしい項目の中に北方領土問題が入っております、教科書レベルでは必ず記述はされておるところでございまして、逆にそういう教科書を学ぶ、例えば高校の教科書に入っているのであれば高校入試に出てくる蓋然性も高まるのかというところで、我々としても引き続き授業でも取り上げてもらうような感じで文科省にお願いをしておるところでございまして、御指摘は確かに指標としてどうなのかというところはありますけれども、参考の一つとして、継続して文科省と連携してやっていくということの担保として掲げているという性格はあると思います。

○白石座長

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

横田委員が質問された2点目の入試のところに関わるのですけれども、「教員・生徒等を対象とする研修・事業の周知」というところがあつて、これは実際に教員の方を対象にした研修あるいは出前講義のような活動はされていると理解してよろしいのですか。

○富永参事官

ありがとうございます。

出前講義という形ではやってございませんが、例えば隣接地域である根室に希望される



教員の方あるいは生徒の方にそれぞれ集まっていただいて、研修を行うという形ではやっております。

それから、ちょっと離れますが、出前講義ということではないのですが、教材をダウンロードしていただいてお使いいただくというようなことをやっておりますので、なるべくアプローチをしていく、あと、これもちょっと離れますが、修学旅行になるべく来てもらうということも進めておりまして、補助を出したりとか、あるいは先生方に下見に実際に来てもらうとか、そういうことも取組としてはやっておりますので、参考として申し上げた次第でございます。

○伊藤委員

今、御説明いただいたような活動の実際の参加者や回数なども指標になり得ると思いますので、そこも御検討いただければと思います。

○富永参事官

ありがとうございます。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、北方対策本部からのヒアリングは終了としたいと思います。ありがとうございました。

ということで、長時間にわたりましたけれども、改めて今回の議題全般について、ほかに御意見、御質問はよろしいでしょうか。特にはよろしいですか。

ありがとうございます。

では、意見はないということで、本日は、各委員の先生方から様々御意見、御指摘をいただきました。当懇談会としての意見等の取扱いにつきましては、座長の私に御一任をいただきまして、事務局と相談して、各部局においてロジックモデルを修正するというようにさせていただきまして、次回の懇談会では修正されたロジックモデルとそれに基づいて作成される事前分析表について併せて議論をすることにしたいと思います。その点もよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、以上で議事を終了します。

事務局にお返しします。

○盛谷課長

事務局でございます。

本日はどうもありがとうございました。

次回懇談会ですけれども、先ほど白石座長からお話しいただきましたとおり、修正ロジックモデルとそれに基づく事前分析表等を議題といたしまして、8月28日月曜日に開催予定でございます。詳細につきましては、また追って御連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の懇談会を終了いたします。ありがとうございました。

(以 上)